



2026 年 9 月 17 日

各 位

会社名 ENECHANGE 株式会社
代表者名 代表取締役 CEO 丸岡 智也
(コード番号：4169 東証グロース)
問合せ先 執行役員 CFO 篠原 雄一郎
(TEL 03-6635-1021)

金融庁による課徴金納付命令の決定についてのお知らせ

当社は、2026 年 6 月 12 日付「証券取引等監視委員会による課徴金納付命令の勧告についてのお知らせ」にてお知らせしましたとおり、証券取引等監視委員会から内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、金融庁設置法第 20 条第 1 項の規定に基づき、当社に対する 9,149 万 5 千円の課徴金納付命令を発出するよう勧告が行われました。

本日、金融庁より、9,149 万 5 千円の課徴金納付命令の決定がなされた旨、および納付期限を 2026 年 11 月 17 日とする旨の 2026 年 9 月 16 日付課徴金納付命令決定書の謄本及び納付告知書を受領いたしましたので、お知らせいたします。

今後、当社は、課徴金納付命令決定書及び納付告知書に従い、納付期限までに課徴金を国庫に納付いたします。

なお、本決定に係る課徴金の額は、2026 年 6 月 12 日付「証券取引等監視委員会による課徴金納付命令の勧告についてのお知らせ」でお知らせした勧告額と同額であり、同開示のとおり、引当金残高 92 百万円との差額 1 百万円につきましては 2027 年 3 月期第 1 四半期に特別利益として計上しております。したがって、本決定が 2027 年 3 月期の連結業績に与える影響はありません。

株主、投資家の皆様をはじめ、関係者の皆様には多大なるご迷惑とご心配をお掛けいたしましたことを、改めて深くお詫び申し上げます。

当社といたしましては、本件を厳粛かつ真摯に受け止め、既に実施している再発防止策の確実な運用を通じて、財務報告の信頼性の確保に引き続き努めてまいります。

以 上